

令和2年4月9日
出入国在留管理庁

出入国在留管理庁の情報公開窓口及び個人情報保護窓口の開設時間変更に係るお知らせ

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が発令されたことを受け、感染拡大を防止する観点から、当分の間、出入国在留管理庁の情報公開窓口及び個人情報保護窓口の開設時間を下記のとおり変更します。

また、緊急事態宣言に係る対象期間中は、可能な限り郵送で請求いただくようよろしくお願いいたします。

記

- 1 緊急事態宣言に係る期間中の窓口開設時間
午前10時30分～正午，午後1時から午後3時（土日祝祭日を除く。）
- 2 従来の窓口開設時間
午前9時30分～正午，午後1時～午後5時（土日祝祭日を除く。）
- 3 所在地
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
- 4 電話番号
03-3580-4111（内線4448）